

志摩市窓口キャッシュレス決済導入業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年8月28日

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する志摩市窓口キャッシュレス決済導入業務委託(以下「本業務」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する提案書類等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式採用の理由)

第3条 キャッシュレス決済には、多様な決済手段が存在するとともに、POSレジ(POSシステム)及びキャッシュレス決済端末によって搭載される機能が異なっている。このことから、決済手段はもとより、業務効率、操作性及び保守・サポート体制のほか、職員の研修手法など市が求める性能と目的(市民サービスの向上、業務の効率化、職員の負担軽減)を踏まえた各事業者からの提案を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、最も適した契約交渉相手方を選定することが望ましいため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

- (1) 志摩市ホームページ
- (2) 志摩市政策推進部スマート改革・資産経営課窓口での閲覧

(募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
----	------

1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型又は指名型
4	参加資格要件	必要な参加資格
5	参加申込・資格審査	参加申込書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	スケジュール	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続の流れ
7	提案書類の作成、提出方法	提案書の提出方法、提出先、提出期限及び注意事項など
8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式(ヒアリング、プレゼンテーション等)、開催日時、場所など
9	質問及び回答	質問方法、質問受付期間及び回答方法など
10	契約手続等	審査結果の通知方法など
11	書類提出先・問合せ先	担当所属名、連絡先
12	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別	公表又は非公表の別
13	提案に係る費用の負担に関する事項	必要経費の負担
14	その他	辞退、失格事項、提出書類の取扱いなど

(参加資格要件)

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年8月1日現在で志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)の「事務事業委託 2503システム開発・管理」の部門に登録されていること。また、仕様書第19 1 (1)に記載する指定納付受託者となりうる参加者は、令和6年8月1日現在で競争入札参加資格者名簿の「事務事業委託 2504公共サービス業務」の部門に登録されていること。ただし、競争入札参加資格者名簿に登録がない場合においても、次に掲げる書類(過去3か月以内に発行されたもので写し可)を提出し、かつ令和6年10月1日付けの競争入札参加資格者名簿に登録することを条件に参加することができる。
 - ア 法人にあつては、登記事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記している個人にあつては、登記事項全部証明書(登記簿謄本)
 - ウ 個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県民税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)
 - オ 個人にあつては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県民税(事業税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号。)の規定に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号。)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) その他募集要項で示した技術者要件、同種業務の実績等参加資格要件を満たしていること。
- (7) 本業務のプロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を満たす場合において、複数で構成される事業者の参加(以下「共同提案」という。)を認める。
 - ア 共同提案を行う事業者(以下「共同提案事業者」という。)は、上記「(1)から(6)」の全ての参加資格を満たしていること。
 - イ 共同提案事業者のうち、1者を代表事業者と定め、本業務のプロポーザルに関する質問、参加申込及び提案書類の提出等を代表事業者が担うこと。
 - ウ 共同提案事業者が他の共同提案として又は単独で本業務のプロポーザルに参加していないこと。

(失格基準)

第7条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書類等が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書類等が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第8条 参加者は、参加申込書(様式第1号)を提出するものとする。

2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。

(資格審査)

第9条 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加者全員に参加資格審査結果通

知書(様式第6号)により通知する。

- 2 前項により資格有りとならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- 3 資格有りとならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

第10条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届(様式第10号)を提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(受託候補者の決定)

- 第11条 志摩市窓口キャッシュレス決済導入業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング(プレゼンテーション、デモンストレーション)等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式第9号)により通知するものとする。
 - 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
 - 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第12条 市長は、前条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

(随意契約の締結)

- 第13条 第11条第1項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、共同提案においては、代表事業者と協議の上、共同提案事業者それぞれについて随意契約を締結する場合がある。
- 2 第11条第1項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務

の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第14条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込書、提案書類及び諸様式(以下「提出書類」という。)の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、提案書類の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第15条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年8月28日から施行する。